

# 捕獲事業委託經過と

## 今後の在り方について

企画課 三原健夫

### 一、經過のあらまし（移管時）

昭和八年度來本道に於ける鮭鱒孵化場は道廳直營のもの三個所（千歳、虹別、留別）民營五十五ヶ所て其の孵化能力は鮭四億一千四十万粒、鱒一億九千八百万粒であり孵化放流数は鮭二億一千万尾、鱒七千四百万尾（昭和四年度以降五ヶ年平均）であつた。

然し道廳は之等民營孵化場を統制する必要を認め、案をねつて昭和九年一月十二、十三の両日道水産會樓上に於ける協議會に理由を具して統制方式を提案した

### 理由

一、内陸水面の開發進展に伴う鮭鱒産卵床の荒廢と漁獲力の増進とは更に有効な人工孵化事業を行つて増殖の實を上げる必要がある。

- 二、孵化放流に依る徊歸鮭鱒は獨り放流河川附近のみでなく近傍に於ても漁獲されるものがあるので全道に涉つて利益を均てんせしめる必要がある。
- 三、孵化事業の効果を増進確保するには多數孵化場の有機的な結合に依つて
- A、收入不足に依る經營者損失の危険を分配する
- B、經營費を節約する
- C、種卵の移植補充を円滑にし地方的漁獲の公平を期す
- D、各種障害への對抗を強固ならしむ
- 四、民營では收入不足を懸念し親魚亂獲に陥り且つ往々營利經營主義に走り易く、したがつて効果を擧げ難いから官營として採卵を確實に實施して其の目的を達成する。

五、在來の北海道人工孵化事業取締規則（昭和三年五月二十六日北海道廳令第三十七号）に依る監督制度だけでは徹底を欠くのみならず經營者間の有機的連絡を欠くうらみがあつた爲に効果を減殺し經費の節約を困難ならしめる。

道廳は昭和九年三月二十九日三十八民營孵化場の財産及物品を國に無償寄附せしめて之等を從來の千歳、虹別、留別の三孵化場に其々附屬させる事にした。

同年六月五日に現水産孵化場の前身たる北海道鮭鱒孵化場を創設し全道を五區に分けて支場を設置する事にして此處に官營孵化場が發足したわけである。

當時の事業實施方法は設備買收費及負債整理費用を捻出せしめる爲に向う五ヶ年間は捕獲事業を從來の組合に委託代行せしめ採卵後の親魚を無償交付する事にした。

昭和十一年本場を札幌市に移し昭和十六年國費經營より地方費經營となり、北海道水産孵化場と改稱した以來支那事變、大東亞戰爭等戰時態勢下に事業を継続して來たが施設の補修整備には殆んど手をふれる事なく終戦を迎えたのである。

## 二、終戦後

終戦後の諸状態は全面的な直營を行うには更に困難な状況であつた。然し既に國後、樺捉を喪失した現在に於ては其の失陥に依る資源の損失を本道内に於てカバーし將來の漁獲を維持する爲に必要な措置を強力にとらねばならぬ事は明かであつた。

此の間昭和十六年より二十一年迄は道費豫算に依り昭和二十二年度からは農林省豫算に依り其々實施して現在に至つたが昭和二十三年度國費豫算に於てはじめて公共事業費豫算の設定を見、これと施設費及道費に依る漁夫舎修繕費等の新規豫算に依つて全面的な孵化場捕獲場の改修が行はれたのであるが實施の面に於て尙發生して來る種々の隘路はどうしても全道一一ヶ所の捕獲場と四十二ヶ所の孵化場を直營する事は全く不可能であつた。

其の爲には又再び捕獲事業の一部を適當なる團體に委託して豫算使用の有効化を計らねばならぬ状態となつた。

再び此の問題を検討しはじめたのは昭和二十三年の春であつた。當時は法的根據を有する北海道鮭鱒養殖水産組合に左記方針に依つて一括委託する事となつたのである。（昭和二十三年七月十日の水産常任委員會に於て承認）

此の案の骨子は飽く迄も國家を中心として行はるべきものである事を前提として論を進め必要がある場合は統一的連繫ある組織体に一括して委託すべきであると論じて居る。

## 昭和二十三年度鮭鱒孵化事業遂行方策

一、北洋なき今日に於て北海道に於ける鮭鱒資源は國家的資源で之れを洄遊狀況より考察する時は日米、ソ三國に關連を持つ資源であるから之れを培養するのは國費をもつて實施するのが適當であると考えらる。

二、鮭鱒資源を計畫的に生産する爲には營利を目的とせぬ全道的な組織体で身分を保証された職員に依つて運営されなければならぬから北海道水産孵化場が之れに當つて居る事が最も適當である。

三、現在の孵化場は其の施設が極度の酷使に依つて荒廢して居るし物價の變動に依つて與えられた豫算では豫定して居る捕獲場の二分の一しか經營し得ない實情にあるが國家的資源を培養すると云ふ意味から全捕獲場で親魚を捕獲し出来るだけ多く採卵する事が必要であると考えられる。

従つて直營し得ない捕獲場は委託して親魚を捕獲

するに努めねばならぬ。

四、從來の直營捕獲場は可成親魚を多く捕獲し得る場所を選定して行うので委託捕獲場は收支償はぬ場所が多い。

斯かる條件の下に於て營利を目的とする如何なる者にも委託する事は不適當であり、全追を一丸とし且つ有機的連繫を持つた協力団体に組織的に事業を運営せしめる必要がある。

五、町村漁業會等に部分的に委託する事は統一的連繫を破るのみならず、残余の捕獲場の經營は更に困難となるから鮭鱒漁業者及沿川の關係者を含む強力な協力団体に委託し當然生ずる捕獲費の不足は何等かの方法で補充してやる必要がある。

此處で注意を要する事は從來の鮭鱒養殖水産組合は協力団体として協力して來た事は認めるが、事業實施上で誤解を招く如き点のあつた事は遺憾であつた。

そして此の團體が鮭鱒漁業のみに依つて組織されて居たと云う下に其の原因の一斑があつたと思はれるので、今後は業者と共に沿川住民をも組織の中にに入れて強力な団体にすべきである。町村が右組織の下で捕獲事業を經營せんとする事は良いが

其を以つて町村財政の一助にせんとする意圖のあるのは當を得ない。

然し終戦に依る北洋の喪失を本道内に於てカバーせんとする爲には更に飛躍的な孵化事業増進方策を確立する必要があつた。

昭和二十三年の暮から此の案について検討をはじめたが其の根本的な問題は官營を前提として考うべきか民營を肯定して考うべきかの点であつた。此の間昭和二十三年度の國費豫算配布が極度に遅れた爲の緊急措置、道費歳入に對する鹽藏事業、勞働基準法に依る漁夫舎修改築の爲の豫算切換措置及歳入取立用務等多忙な用務が續出して本、支、事業場を通じて死物狂いの活動をした事は既に周知の事實である。

本年四月水産廳で孵化場關係の事務を擔當して居る高橋技官の孵化場運営に對する見解が表明され如何なる方向に措置を取るべきかの線が浮び上つて來た。

(左記)

北海道水産孵化場運営に對する

水産廳増殖係の見解(昭和二十四年四月)

北海道水産孵化場の運営については鮭鱒増殖事業法(假稱)を制定すべく考慮中であつて、これを明年度豫算決定までに公布したい豫定であるが萬一此の法律が豫算決定までに公布し得ない場合は同場の事業形態は國の直營とするか、補助事業とするかのいずれかに決めなければならぬ。

勿論右の決定に當つては北海道廳と充分打合せをする。前記法律案の骨子は該事業は性格的には國營事業であるが事業全体は此の法律に明記して北海道に委託し得ることとするもので収入で賄える範圍の事業は道營とし収入で賄えない部分についてのみ國費支辨の建前をとるものとする。

本場は五月初旬「鮭孵化事業の飛躍的増進方策」を立案して道廳に提出し道廳案と數次に涉り検討の結果本案の内の第二案の方向を取る事になり此の案を基礎として措置を講ずる事になつたのである。(左記)

鮭孵化事業の飛躍的

増進方策

一、現況

(一) 鮭八万石、鱒十七万石漁獲を目標として居るが、

この目標は戦前からのもので、樺捉國後両資源地を失つた今日では直に到達する事は困難としても増殖によつて道内の生産をこの線迄推進しなければならぬと云う努力目標である。

(二) 道廳の生産計畫に際しては二十三年度より四億粒を孵化放流する様計畫し設備の不足を豫算化して要求したのであつたが、豫算の削減と物價値上りの爲その一部を新築又は修理したのみであるから現有設備は不完全でその機能を充分に發揮し得ない實狀である。

右の實狀を具体的に示せば次の通りである。

A、設備の實狀

	孵化室	孵化槽	孵化釜	養魚池	日覆板	收容卵數	備考
(A) 現有設備	1,842	1,703	112,371	12,200	6,723	4,208	17,030
(B) 修理及不足補充を要するもの	(76)	996 (351)	5,751 (16,075)		1,025 (380)	3,543	13,470
(C) 二十四年度新設豫定	158	300	13,200	1,200	410	410	3,000
A + B	1,842	3,020	134,200	13,200	7,751	7,751	30,500
A + C	2,000	2,003	125,575	13,400	7,133	4,618	20,030
A + B + C	2,000	3,350	147,400	13,400	8,161	8,161	33,500

B、親魚及採卵數 (二十三年度)

捕獲尾數	雄 二〇七、一六一
	雌 一七六、五九四
計	三八三、七五五
使用親魚數	雄 三四、五五三
	雌 六九、七二四
計	一〇四、二七七

採卵數 一八四、七七一、六七〇粒

C、密漁狀況

戦後逐年増加且大掛りとなる傾向あり密漁數は河川溯上數の八〇%と推定せらるゝ河川もある程にて平均五〇%で親魚捕獲數と略同數を密漁されて居ると推定して居る。

二、如何にすれば四億採卵の目標を達成し得るか

(一) 密漁防止

A 密漁防止協力會を活用防止すると共に親魚は出來得る丈多く沿川へ還元させて喜んで孵化放流事業に協力させること。  
B 専任監督吏員を主要

河川に配置する事。

十勝川(3)石狩川(3)釧路川(2)標津川

(2)虹別川(2)常呂川(2)天塩川(2)

其の他の河川各支場毎に一名、計二十二名

C 監視員を増員して監督吏員に協力させること。

D 警察との完全な連絡を圖り取締費も負担する事

E 重要河川には監視船を配置すること。

F 沿川の重要地点に移動式の屯所を設けること。

G 密漁防止に褒賞制度を確立すること。

(二)捕獲及採卵方法の再検討

A 捕獲場の位置を再検討して採卵本位とすること

B 捕獲經營の方法を再検討し歩方等を取り入れて

漁獲能率を高め而も費用を節減し得る様措置す

ること。

C 各採卵場には蓄養槽を増設し、又増水少なき支

川等には長期に自然の状態で蓄養して極力採卵

につとめること。

D 未熟魚の催熟方法の試験研究を強化すること。

(三)採卵の奨励

各採卵場毎に基準を定め基準以上採卵した場合そ

の實數と増加率の各最高のものを表彰し優勝旗を

與え漁夫には奨励金を與えること。

(四)不足設備の完備

四億粒を收容孵化するに必要な設備を可及的早急

に完備すること。

A 現有の孵化室に對する不足設備を完備すること

B 計画中の施設の完成を急ぐこと。

C 尙不足する施設は可及的早急に設置出来る様措

置すること。

(五)稚魚の保護

密漁防止に置いた専任監督吏員を活用して徹底的

に稚魚を保護して減耗を防止すること。

(六)移植放流の實行

採卵がその孵化場の設備を満たすに足りない場合

は極力移植によつて全体資源の増加を計ること。

(七)協力団体の在り方の検討

協力団体の在り方を明確にして沿岸漁民のみなら

ず沿川住民も各その立場から充分の協力をなし得

る様に措置すること。

(八)賣却方法の再検討

地元で心からの協力を得る爲入札によらず地元の

漁業協同組合等に賣却すること。

(九)鹽藏事業の方法再検討

鹽藏事業は本來の採卵事業が、おろそかになる惧

れがあるので地元漁業協同組合等に委託して所要額の寄附を受ける等の方法をとつて場員は孵化事業に専念し得る様措置すること。

(H)以上の内直接捕獲採卵に關係あるものは(一)―(三)項であるが他の項をも併せて實施する事によつて完全な効果を擧げ得るもので、採卵及親魚の漁獲増は左の通りで現在の實績と併せて四億粒を採卵し得るものである。

區分	採卵親魚増 増加見込	親魚増 見込	備	考
密漁防止	8,000 万粒	14	密漁の四〇%を捕獲するものとす	
捕獲採卵の再検討	10,000	—	密漁防止による親魚増を前提として算定	
採卵奨励	3,000	1		
計	21,000	15		

註 本案を國費又は道費で實施する場合の難点

1. 専任監督吏員二十二名の配置
2. 警察の密漁取締費の負擔
3. 密漁取締に對する褒賞金の支出
4. 歩方による漁獲
5. 採卵に對する奨励金の交付
6. 漁夫の食糧給與

7. 親魚の賣却を原則的にその地方に限る
8. 鹽藏事業を委託とする

### 昭和二十四年度事業實施方法の檢討

A、本年度鮭鱒孵化事業費豫算の内容を大別すれば左の通りである。

### 豫算對比表

科目	昭和二十三年 度			同二四年 度		
	國費	道費	計	百分 率	國費	百分 率
船 賃、手 摺 料及手 摺	8,129,590	426,400	8,555,900	18%	12,386,450	24%
旅 費	2,643,731	450,000	3,093,731	6.2%	1,528,200	3%
賃 金	13,433,540	981,000	14,414,540	30%	23,636,200	47%
事業費	6,163,033.61	5,711,043	11,874,076.61	24.5%	7,501,202	14.5%
施設費	676,000	40,000	716,000	1.5%	656,948	1.5%
新營費	250,000	—	250,000	0.4%	375,000	1%
補修費	6,000,000	3,350,000	9,350,000	19.4%	4,000,000	9%
合 計	37,295,894.61	10,953,443	48,254,337.61	100%	50,584,000	100%

B 豫算の流用を認められぬ場合は漸く孵化事業を實施し得る程度で捕獲事業は全く實施不可能である

C 人夫賃（流用禁止科目）より事業費、旅費等に流用を認められれば捕獲場は約四十ヶ所程度直營し得る見込である。

D 豫算流用について水産廳と打合せた結果、直に流用する事は認められぬが適當の時期（第三、四半期頃か）に何程かの流用を大藏省に交渉するのでその成否と金額は全く見通しがつかない。

E 事業中途に於て豫算額の變更は施行上支障が多く實行不可能なので配布豫算のまま事業を實施する方法を考へて水産廳と折衝したい。

F 本年度の事業實施方法を検討するに際し現在の線より一步前進し實効の揚る方法で而も將來事業の發展に支障なき事を原則として考察し次の三案を得た。

### 第一案

孵化事業を國費で實施し捕獲事業は全面的に協力團體に代行させる。但し場員が常時捕獲場に居て採卵に當ることとするので、實質的には直營と何ら變らない。尙この機會に専任漁業監督吏員を置いて事業態形を強化する。

この場合國の收入が無くなるので、或る程度の寄附金及豫算の節約により國に損害を與えぬ様措置する。

### 第二案

國費豫算の範圍内で孵化事業の一部と捕獲事業の一部を實施し出來ぬ部分を道費で實施する。尙この機會に専任漁業監督吏員を置いて事業態勢を強化し、直營出來ぬ捕獲場の一部は協力團體に代行させる。

國の收入の減少は支出豫算の剰余金を返納してうめ合せる。この場合、道の收支はバランスをとり孵化施設及諸設備は出來るだけ強化する様措置する。

### 第三案

孵化事業と捕獲事業を一貫的に實施する事は最も望ましい事であるが、豫算及定員の關係で國若くは道で一貫實施する事は困難な實狀にあるので事業實施面は公團的なものに代行させ、監督取締及試験研究を國、若くは道で把握し之を理想的に強化して現地の各機關には各自の立場から協力せしめ全体的には最も強力な態勢とする。

この場合孵化事業を實施する右代行機關には補助

金を交付する。

G 協力機關は協力すること自体が延いては自己の利益として還元するもので喜んで自己の立場から協力しなければならぬ。従つて直接の受益を目的としない協力團體が各地に出来る事は障がないが之を統轄するものが必要でこれは孵化場と直結する様にした。

H 協力機關が完全に出来ればこの協力によつて、本年度から相當の採卵増加と施設の改善が期待出来る。

前記した様に孵化場の運営は官營を前提として事業を實施して来たのであるが諸種の狀勢は官營を固執する事の妥當性を欠く点を考慮して「根本方針」の一部改訂を行い前記方針と併せて五月二十七日の水産常任委員會の承認を受けたのである。(左記)

## 根本方針

一、鮭鱒孵化事業は最終的には受益者の一貫事業となすを理想とする。

二、理想到達せる場合の水産孵化場の在り方は指導研究機關となる。

三、理想實現のため左記の實施体の育成をする。

(1) 資源を利用するすべての者を包含する實施体を各水系別に作る。

(2) 鮭鱒資源の性状より全道の綜合的計畫に基いて實施する必要があるので個々の實施体間に有機的連繫を保つ組織を必要とする。

四、現在の狀勢より急速に理想の到達は困難なるを以て左記により實施する。

(1) 事業主体は道とする。

(2) 道で實施不可能の面は關係者により之を實施する。

(a) 孵化放流は實施体の協力を得て官營で實施する。

(b) 親魚捕獲事業は實施体の一部代行させる。

(c) 親魚及稚魚の保護に協力させる。

五、(以下)現況及(二)如何にすれば目標を達成し得るかの(中)迄は前掲五頁の五月提出原案と同様である。但し(中)の表は次の通り洄歸増が加えられたほか(十一)が新たに加えられた)

區分	採卵増	親魚増	備	考
現在	18,500	38	ものす	方粒 万尾 密漁の四〇%を捕獲する

密漁防止	8,000	14	密漁防止による親魚増を前提として算定
捕獲探卵の再検討	10,000	—	
探卵奨励	3,000	1	
河歸増	8,500	12	
計	48,000	65	

(11) 鱈は春潮上して秋産卵する關係上長期而も水温の上昇する夏期と秋期出水の時期を蓄養して過ぐねばならぬ困難を伴うので完全に蓄養し得る方法を研究すると共に天然蕃殖保護により目標を達成する。尙設備は鮭のものを活用して孵化放流する。

四、收支豫定表 (支出の部)

年次	國費	道費	計	備	考
第一年	万円 5,600	万円 2,500	万円 8,100	國費入件費 3,800 道費 " 300	事業費 750 施設費 "
第二年	2,000	4,000	6,000	國費補助金 800 道費入件費	事業費 1,200 施設費 2,000
第三年	2,000	3,500	5,500	國費補助金 400 道費入件費	事業費 1,000 施設費 2,100
第四年	2,000	3,200	5,200	國費補助金 100 道費入件費	事業費 800 施設費 2,200
第五年	2,000	4,000	6,000	國費補助金 100 道費入件費	事業費 800 施設費 3,100

三、目標達成に至る年次計畫

年次	探卵數	親魚捕獲數 直營委託計	備	考	
第一年 (昭和廿四年度)	万粒 22,000	27	万尾 45	直營六〇ヶ所 協力機關四〇ヶ所 本年は三、五〇〇 万粒増加の見込	
第二年	27,000	20	28	48	直營 四〇〇
第三年	33,000	10	40	50	直營 二六〇
第四年	39,500	22	51	53	直營 三九七
第五年	48,000	33	62	65	河歸増一二万尾 加算

(収入の部)

年次	國の捕獲	道の捕獲	協力金	道の収入計	備	考
第一年	万円 1,200	万円 1,500	万円 1,000	万円 2,500	國三五ヶ所 道二五	協力機關四〇
第二年	—	2,500	1,500	4,000	道四〇	道六〇
第三年	—	1,500	2,000	3,500	道二〇	道八〇
第四年	—	200	3,000	3,200	道三	道九七
第五年	—	200	3,800	4,000		

此の案に依る場合は一部を民間に委託する事となるのである。民間に行はせる場合の具体案としては必ずしも意見の一致を見なかつた。即ち既に法的に孵化事業の協力団体であつた北海道鮭鱒養殖水産組合は「臨時措置法」に依つて解散する事となつて居り(十月二十四日解散)協力民間団体の中心勢力とならねばならぬ理由は無くなつて居たので道廳と協議の結果各河川毎に沿岸漁業者、沿川居住者を以つて協力を組織すると共に其の有機的連繫を確保する爲に中央に協力會連合會を置く事に一應意見の一致を見たのである。

根本方針の第一條は「鮭鱒孵化事業は最終的には受

益者の一貫事業となすを理想とする」と規定した。そして之れは孵化事業官營の昭和九年以來の方針に終符を打つたものであつた。

此の方針が發表されるや一般關係者は直ちに民營に移行するものの如く考え猛烈な受託運動を展開し動搖する傾向が見えたので本場は道廳とも打合せ、二十四年七月二十六日北勝第五八一號を以つて「孵化事業の根本方針について」を各支、事業場に通知し最終理想とは「業者が自らの負担に於て鮭八万石、鱒六万石、を維持するため鮭卵四億八千万粒、鱒卵二億粒の孵化放流を實質的に實施され得る態勢に到達したと認め

時期である」と規定しそれ迄の間は所謂指導的段階として道内孵化場が指導權を把握して居るものであり、輕率な行動を謹しむべきである事を通告した。そして此の指導的段階に於ける措置こそ最も必要なものであるとして道は昭和二十四年八月二十四日附丑水第九九六號を以つて「鮭鱒孵化事業の強化擴充について」を發表したのである。

## 孵化事業の根本方針

### について

曩に支場長會議に於いて指示した根本方針並にその措置は鮭鱒孵化事業を飛躍的に強化擴充し且つ民主的に實施せんとする為めの方角並に一般的方法を指示したものであるが將來の方角を示したものと直に實施するものとを混同する恐れがあるので左記の通り補足説明する。

尙、實施に當つての具体的措置としては別紙「鮭鱒孵化事業強化擴充對策」の通りであるが、各現地の事業實施の要領は從來と殆んど大差が無いから混亂を來さぬ様各事業場にもその主旨を徹底されたい。

殊に強化擴充對策は道廳から其々の支廳に通牒せら

れる趣きであるが事情の無理解から根本方針を履き違へ即時民間移行を強行せんとする向に對しては主導權が飽く迄も孵化場にある點を自覺せられ左記の説明を補足資料として指導せられる様希望する。

### 記（説明）

一、根本方針の(一)にある最終理想とは「業者が自らの負担に於て鮭八万石、鱒六万石(十七万石を訂正)を維持する爲鮭卵四億八千万粒、鱒卵二億粒の孵化放流を實質的に實施され得る態勢に到達したと認められた時期である」と規定し(二)にある「理想に到達せる場合」とはこの時を意味するのである。

二、従つてそれは何年先の事か不明であるが(根本方針四の期間)その間は、即ち指導的段階として別紙強化擴充對策に則つて協力体を育成指導し將來の實施体になり得る方向に誘導する期間であり理想形態へ移行した事を意味するものではないから此の點留意されたい。

三、その間は根本方針にある實施体なる名稱は協力体と云う名稱に變更し用ひる事にした。

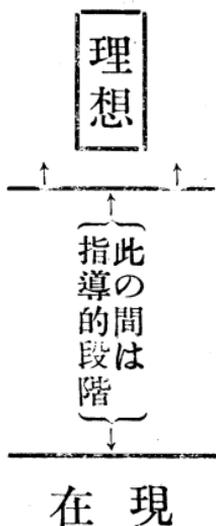
四、別紙孵化事業の強化擴充對策の「(二)措置」の項はこの指導的段階としての期間に於ける措置を示した

ものである。

五、施設の強化擴充を計る爲に委託代行の採卵場に對しては寄附金を割當てる。

その内譯は國庫納入金、道費納入金及協力費である  
六、協力体育成指導に對しては本場より係官を派遣し現地に於て懇談する。

七、右を圖示すれば次の如くである。



## 鮭鱒孵化事業強化擴

充に就て (八、二四、丑水第九九六號)

標記については鮭鱒孵化事業の發展を期するため豫てより對策を審議中の處、今般別紙の如く要綱に基いて實施せられる事になつたので費管下に周知方取計らはれると共に運営に當つては支廳とも連絡協調の上指導を願ひ度い。

尙この件については關係支廳、市に對しても別紙案

のとおり通牒したので參考迄に申し添える。

## 鮭鱒孵化事業の強化擴充對策

### 一、目標

北海道に於ける鮭鱒孵化事業は本道沿岸に於ける鮭漁獲高八万石、鱒六万石を維持するため鮭卵四億八千万粒、鱒卵二億粒の孵化放流を目標として實施する。

### 二、措置

右の事業目標を達成するため次の措置を講ずる。

#### 1. 施設の強化擴充

北海道水産孵化場の現存施設は一億七千万粒で、目標の四億八千万粒に對し、三億一千万粒不足であるので左によつてその急速なる整備擴充を圖る

(1) 國費及び道費による擴充

(2) 鮭鱒漁業者の資源利用に依る利益の還元

(3) モデル水系に於ける捕獲親魚に依る利益の還元

#### 還元

(4) 國及び道より拂下げる親魚の利用による利益の還元

#### 益の還元

### 2. 採卵成績の向上

次の諸事項の實施によつて採卵成績の向上を圖る

(1) 採卵技術の向上

(2) 湖上親魚の保護強化に依る捕獲親魚数の増

大

(3) 採卵場位置の再検討

### 3. 孵化事業協力体の組織及育成指導

(1) 協力体

協力体は原則として水系を単位として次の關係者を以て組織するものであるが、關係者の協議によつて決定された構成者の何れかが主体となつて民主的に運営することが望ましい。

(イ) 鮭鱒漁業者

(ロ) 鮭鱒と密接な關係を有する漁業者の代表

(ハ) 沿川居住民(者)の代表(部落單位に一名程度)

(ニ) 漁業協同組合長

(ホ) 市町村長及び市町村議會議員より二名

(ヘ) 其の他道が適當と認めた者

(2) 全道的連合組織体

鮭鱒資源の維持涵養は全道の綜合計画に基いて實施しなければ、その万全を期し得ないので單位協力體及び其の他の關係團體の間に有機的連繫を保つ民主的組織体の設置が望ましい。

### 4. モデル採卵場の設置

協力体をして積極的に協力せしむるための指導的段階として適當な採卵場を指定してモデルとするモデル採卵場に對しては次の條件によつて親魚捕獲蓄養及び採卵を協力体に委託代行せしむる。

(1) 事業實施に當つては北海道水産孵化場の指揮に従ふこと

(2) 責任採卵敷を果すこと

(3) 施設強化擴充に要する責任負擔額を完納すること

(4) 捕獲した親魚は道の必要とするものを除き無償で拂下げること

(5) 拂下げを受けた親魚の相當數量は地元沿川居住者の食用に供すること

(6) 條件違背の者に對しては次年度より委託代金を停止すること

### 5. 道に於て捕獲した親魚の處分

道に於て捕獲した親魚は道の必要とする數量を除いたものを次の條件によつてその捕獲場の所在する協力体に適當價格を以て拂下げをする。

(1) 拂下げを受けた親魚の相當數量は地元沿川居住者の食用に供すること

(2) 施設強化擴充に要する責任負擔額を完納すること

(3) 條件違背の者に對しては次年度より拂下げを停止すること

### 鮭鱒孵化事業強化擴充について

(八、二三、部長より市、支廳長への通牒)

我が國唯一のものとなつた北海道周邊海域の鮭鱒資源は殆ど人工孵化事業によつて維持培養されている。従つてこの資源の増大は本事業の強化擴充によつて直に期待出来るものであるが、諸般の情勢より既定方針をもつては、その急速なる實現は困難と認められるので今般別紙の通り關係者の全幅的協力を得て、本道鮭鱒人工孵化事業の強化擴充を圖ることになつたので關係向え周知方取計らわれると共に協力体の組織及び運営については北海道水産孵化場と連絡協調の上指導願いたい。

追つてモデル採卵場に於ける親魚捕獲蓄養及び採卵は原則として各單位協力体に委託代行せしむる方針であるが、本事業に對し深い認識を有し而も關係者の完全なる了解の下に充分な協力を期待出来る態勢にある市町村は例外として委託代行の對象となり得るものであるから了知せられたい。尙協力体は事業者団体法

に規定されている団体であるので該法に於て許容されている以外の行爲は公正取引委員會の承認を受けなければ實施出来ないもので親魚捕獲事業に伴う經濟行爲は本法に牴觸しない方法によつて實施する様併せて指導願いたい。

又協力体の組織を完了したものについてはその規約構成者(住所、氏名、職業)及び協力体運営の主体となる者を至急報告せられたく申し添える。

尙民間の受託運動に對する水産廳の方針として左記を参照され度いと思う。これは北見の常呂村が常呂川の鮭鱒親魚捕獲事業を村營として委託實施せしめられ度いとする請願(國會委員會に對する)に對し農林大臣が附した意見である。

### 二四 農閣第三五四号

常呂村の鮭鱒養殖事業擴充等に關する請願について

内閣衆五講第七四八号

請願第四八七号

請願者 小林千代松外二名

(請願の要旨)

一、常呂川水系に於ける鮭鱒人工孵化施設を拡充せられ度い。

二、常呂村内にある北海道水産孵化場北見支場附属常呂採卵場における鮭鱒親魚捕獲事業を地元常呂村に委託實施せしめられたい。

右は第五國會衆議院において採擇された。

(右に對する意見)

一、常呂川水系に現在施設せられて居る鮭鱒人工孵化場は北海道水産孵化場北見支場の孵化室で概要は左の通りである。

敷地面積 七、一三七坪

事務室 一棟 一九坪

孵化室 六〇坪 收容能力鮭卵一、五〇〇万粒

鱒卵 七〇〇万粒

採卵室 六坪

稚魚池 三一六坪

然るに最近十三ヶ年間の常呂川水系派上親魚よりの採卵數、年平均は鮭九九七万粒、鱒五六万四千粒で孵化能力の範圍内である。但し、施設の老朽破損等もあることとて、これ等不備の個所は補足修理を加えて整備致し度くなお技術の向上密漁の防止等によつて採卵數を増加し現有施設にて不足

する時は更に拡充を考慮致したい。

二、溯河した鮭鱒親魚の捕獲事業は鮭鱒資源の性狀から全道的な綜合計畫に基いて實施し、且つ個々の實施体間に有機的連繫を確保し得る全道を一丸とした組織を必要とするので、單に一常呂村の問題としてのみでなく、北海道の鮭鱒孵化放流事業の一環として考えたい。

眞に鮭鱒資源の増殖に協力しようとする各種漁業者、地元市町村その他密漁防止協力団体等關係各界を網羅した全道的な孵化事業協力体の組織の結成を待つて親魚捕獲事業の個々の實施体を考慮する様に致し度い。

右閣議を求める。

昭和二十四年八月 日

農林大臣 森 幸太郎

内閣總理大臣 吉田茂殿

## 三、結 び

以上で委託經過のあらましを述べた。吾々に託された仕事は此の協力會を育くみそだてて行く事であり其のはぐくんだ環境下に於てより多くの稚魚を放す爲の技術を擔當する事である。

時の流れと共に政治のあり方が變る事はやむを得ないとしても吾々が其の技術に對する調査研究を怠つても良いと云う時代はない筈である。國富を増す事が正しいとする理論が變らぬ限りは其れに對する我々の努力も亦續けねばならないだろう。

孵化事業の行き方については色々批判されているが技術及其の管理の問題について内部から何等の問題も提供されずに流れて居るのはどうした事だろう。

一面には今迄の技術が絶對的に正しい方法であるからとする見方もある。然し又一面には孵化場員が必然的に起る疑問に對してそれを開拓せんとする熱意と努力が欠けて居るのだとする見方もあるのである。

すべて物事は必然性がなければ進まない。然し必然を必然と見ない時代感覺でも物事は進まないのである。吾々は孵化事業發展の爲には火の玉となつて進んで行くき度いと思つて居る。

協力會を育てると云う事は並大抵の事ではないだろう。吾々の考えから云えば建網業者の大部分が自分達の獲つた漁獲物を棚上げて北海道全沿岸漁獲高の一割しかない河川内漁獲魚のみを對照として孵化事業の強化拡充を計らんとする事自体がおかしいし、又沿川住民のみがそれを捕獲利用するの権利があるのだと呼

号する事もおかしいと思う。

吾々は全建網業者の方が其の漁獲高の何%かを孵化事業の爲に還元する事を切望致し度いと同時に溯上をはじめた鮭鱒の卵巢が逐次成熟する過程に於て、之等の魚を監視し保護するのに最も關係ある河川住民の理解ある協力を望み度いのである。

道廳指示による「孵化事業強化擴充對策」によつて發足した協力會は其等を理想的に包含せしめんとしたもので理論的に全く正しい在り方だと考える。

國際的地位に立つた北海道に於ける鮭鱒人工孵化事業を益々發展せしめる爲に吾々は常に自己反省しながら前記の諸條件を如何に理解せしめて解決して行くかを中心線とし又方向として事業を推進し、協力を推進して行き度いと考えるものである。